

「特別名勝松島」の現状変更について

日本三景の一つに数えられ、国内有数の景勝地として知られる松島は、大正12年に名勝として国の指定を受け、さらに戦後の文化財保護法によって昭和27年には特別名勝に指定されています。

宮城県では、特別名勝の風致景観を末永く後世に伝えていくため「特別名勝松島保存活用計画」を策定しており、特別名勝保護地区内の現状を変更する場合は、事前に申請が必要です。

以下に概要を記載しておりますが、詳細は松島町教育委員会までお問い合わせください。

現状を変更する場合は

住宅や店舗等の新築や、看板などの工作物を設置する場合はもちろん、**屋根や外壁、看板などを塗り替える**場合なども申請が必要です。ご不明な場合はお問い合わせください。

保護地区区分について

保護地区区分は、**特別・第1種・第2種・第3種・海面**の5種類に分類されています。裏面に区分図を掲載していますが、ご不明な場合はお問い合わせください。

規制内容について

保護地区ごとに異なりますが、お願いしたいのは、「**景観保全のため色彩・形状等について配慮**」をお願いしたいという点です。詳細は町HPを確認していただくか、お問い合わせください。

申請手続きの流れ

申請に対する審査・許可決定は宮城県（現状変更の内容によっては文化庁）が行います。

毎月末までに県に届いた案件が翌月末の審査対象となりますので、**おおむね毎月20日頃**まで町に届いた案件が翌月末の対象となります。そのため、申請をいただいた時期にもよりますが申請から許可となるまで最短でも2か月程度かかる場合がございます。お早めの相談・申請をお願いします。

必要書類について

申請に必要な書類は以下のとおりです。なお、No.①～③の様式はホームページからダウンロードできます。

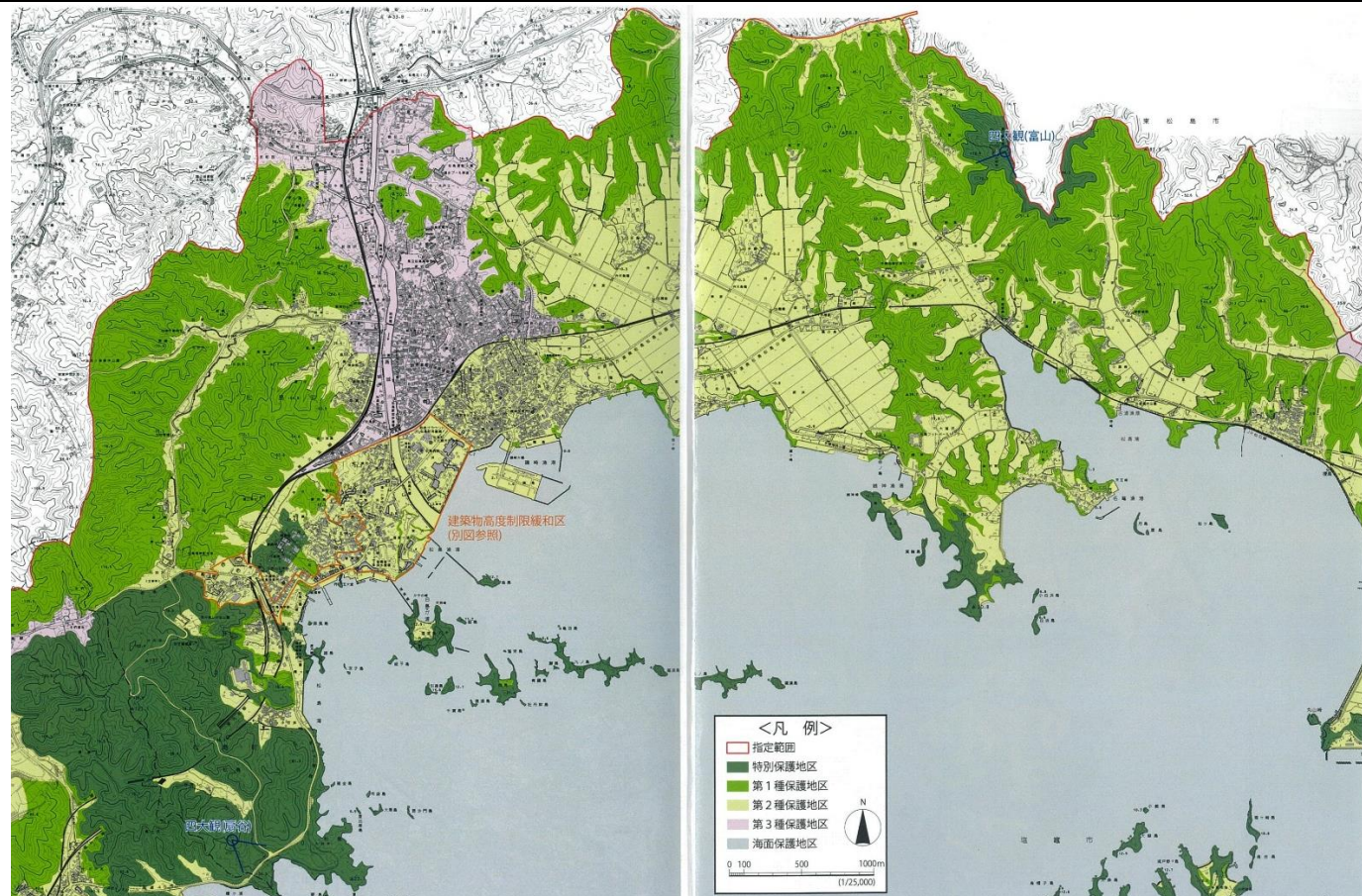
| No. | 書類の名称 | 説明 | 部数 |
|-----|-----------------|--|-----|
| ① | かがみ | 「文化庁長官」「松島町教育委員会教育長」あてのかがみ分をそれぞれ作成してください。 | 各1部 |
| ② | 現状変更申請書 | 別紙様式のとおり作成してください。 | 2部 |
| ③ | 現状変更概要書 | 別紙様式のとおり作成していただくか、任意様式の場合は記載事項がわかるものを作成してください。 | 2部 |
| ④ | 位置図 (保護地区区分) | 特別名勝松島保護地区区分図(町ホームページからダウンロードできます)に、申請場所の位置を示したものを作成してください。 | 2部 |
| ⑤ | 位置図 (所在地) | 住宅地図等に申請場所の位置を示したものを作成してください。 | 2部 |
| ⑥ | 図面類 | 計画の内容がわかる配置図、平面図、立面図、断面図、カラーパース等を提出してください。 (※1)既存建物等の取り壊しがある場合は、現況写真で取り壊す建物等を示してください。 (※2)フェンスや舗装などの外構工事を行う場合は、その図面類も併せて提出してください。 (※3)カラーパースが用意できない場合は、外壁材や屋根材のカタログ等をカラー印刷したものでかまいません。使用する色彩がわかるように印をつけて提出してください。 | 各2部 |
| ⑦ | 現況写真 | カラー写真で、2カット以上撮影したものを作成してください。 | 2部 |
| ⑧ | 土地利用の承諾書 | 申請者と土地所有者が異なる場合、町ホームページから様式をダウンロードして作成してください。なお、借地契約等の手続きを行っている場合は、その写しでかまいません。 | 2部 |

※申請書類は原則、**押印不要**です。また、書類は全て**A4サイズ**で提出してください。

問い合わせ先

〒981-0215 宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下一 19-1 松島町教育委員会 教育課 生涯学習班
電話:022-354-5714 FAX:022-354-3140 E-mail:bunkazai@town.matsushima.miyagi.jp

特別名勝松島保護地区区分図について



※建築物高度制限緩和区については、ホームページを確認していただくか、お問い合わせください。

現状変更の許可を要しない場合

次のような場合は、現状変更の許可を要しないので申請は不要です。

ただし、該当するか否かはお問い合わせください。

- ・ 建築物や工作物の撤去（土地の形質変更を伴わない場合）
- ・ 面積が 5 m²以下で高さ 3m以下のごく簡易な建築物・工作物の設置
- ・ **第3種保護地区内**で、建築面積 120 m²以下で高さ 10m以下の専用住宅及び付帯する外構等の建築（※ただし、周辺の景観と調和するものに限りです。）

色彩についての考え方

色彩については、マンセル表色系の色相・明度・彩度を参考にします。

色彩のめやすは、**概ね明度 7 以下、彩度 4 以下**としています。

また、「黒・灰色・濃茶色」は昔から松島にある集落やまちなみの色です。

現状変更の許可期間について

現状変更の許可期間は、申請書に記載された終了予定日までとなります。期間内に工事が終わらない場合、改めて**期間延長の届出**が必要になりますので、余裕をもった日付を記入してください。

埋蔵文化財とのかかわりについて

特別名勝松島保護地区内において、埋蔵文化財包蔵地（≡遺跡）に該当する場所があります。

埋蔵文化財包蔵地又は隣接地に該当する場合は、**別途協議が必要**になりますのでご注意ください。

なお、埋蔵文化財包蔵地の場所は「宮城県遺跡地図情報」のホームページで確認することができます。